

| | | | | | |
|---------------|---|---|--|---|--|
| | 1. 住民投票条例案に賛成又は反対に至った理由について、議員としてのあなたの考えをおきかせください。 | 2. 会派内で議論は行われましたか。また議論が行われた場合、会派内でどのような意見があがっていましたか。 | 3. 島根原子力発電所の稼働の是非について、民意を正しく反映させる方法として住民投票は適当ではないとの意見がありました。他にどのような方法がよいと思いますか。 | 4. 市長は、意見を述べるには「地域住民の多様な意見や専門的な知見を踏まえた総合的な議論」が必要とし、多様な背景のある議員の意見を議会できくことで、市民の多様な意見をきいたことになるとの考えを示しています。あなたはこの考えに同意しますか。回答の理由をご記入ください。また、「同意する」の場合、地域住民の多様な意見をどのように把握している／していくか、ご記入ください。 | 5. 条例案否決理由に「国策(国が責任を持って判断すべき)」がありました。「国と地方は対等」とする地方分権一括法や地方自治の本旨において、議員が果たす役割について考えをおきかせください。 |
| 安達卓是 信風 | 賛成した。この投票条例化については、民主主義の手続きとしてとらえて大切な行為と考えたからである。議員の役割も大切である前に考えた次第である。 | 会派で、議論しており、議員それぞれが責任を持って考え行動することが大事であるという認識を共有したと思う。 | 公聴会などを開くことも考えたことがある。しかし、このことは地域で制度化されにくいかもしれないし、分かりづらいかもしれない。 | 全面的ではないが同意する。様々な考えや意見があること(特に、UPZ圏内の住民の意見など)偏見を持たずに聞くことは大切である。 | 地方分権となっているはずなのだが、そのことが国や自治体で理解し、制度上そなわっていないようだ。 |
| 石橋佳枝 日本共産党 | 私、並びにわが会派は、住民投票に賛成で受任者もしました。原発稼働の問題については、米子市民のいのち、暮らし、環境に大きな影響のある重大な問題なので。広く市民に知っていただき、市民の意思で決められねばならないと考えます。 | 日本共産党は、原発は稼働させず廃炉に向かうべきという意見です。議員間では日常的に話し、3人がそれぞれに議会に質問をし、また意見表明もしてきました。 | 説明会を小さな単位で、自治会毎に開くとかであれば、かなりたくさんの方の意見は聴けると思います。住民投票が市民の意見を広く聞くために、また市民個々に意志表明をして頂く、もっとも良い方法だと思います。 | 同意しません。議会で質問をしたり、意見を表明したりしない議員も多く、全ての議員が専門的な知見を持つとか、市民の意見を積極的意識的に聴いているとは思いません。4年まえの当選を決めた選挙でも原発問題を訴えた議員は少数です。 | たとえ国の政策であっても、それが市民に多大な影響・被害を及ぼす時、市民の生活・福祉を守り増進すべき地方議員は、市民の立場で市民の意見を代表して発言すべきと考えます。 |
| 伊藤ひろえ 信風 | 私も受任者となり、住民投票を実現するために行動してまいりました。議員としては、将来を左右する特に重大な案件について、市民の要望があれば、住民投票をするべきと考えています。 | 会派内で一定程度の議論は行い、個々の思いや考えを尊重することとなりました。 | 私は住民投票が適切だと思い行動してまいりました。 | 同意しない。 | 米子市の議員であるため、まずは米子市民の立場で考え行動するべきと考えます。次世代にツケをまわすべきではないと考えます。地方の声を聞き、国に求めるところは求めていくべきと考えています。 |
| 稲田清 蒼生会 | | | | | |
| 今城雅子 公明党 | | | | | |
| 岩崎康朗 蒼生会 | 米子市議会議長として議事を取りまとめ、議場の秩序を守り、議事を整理するなどの権限がある由に、常に公正中立の立場でいなければならないと考えます。従って一議員としての考えは述べられない。 | | | | |
| 遠藤通 一院クラブ | 条例制定については、賛成の立場です。政策判断についての住民投票は民主主義の原点です。 | 一人会派です。会派議論はできません。 | 住民投票の賛成の立場です。他の意見は、反対の方に聞いてください。 | 同意しない。住民投票は、民意の把握です。住民投票で全てが決まるものではありません。原発は国策です。市独自の施策の場合とは違いがあります。住民投票+議会審議=市民の意見ですが、今回は市民の意見が議会に附されていません。 | 議員は市長・行政の姿勢・施策をチェックすることが第一使命です。国の施策についても、意見を表明する義務があります。原発の場合は、市としての意見が求められているので、これについて、是非の意見を表明することになります。 |
| 岡田啓介 政英会 | | | | | |